

令和7年度 公立大学法人長野大学における公的研究費不正防止計画

令和7年8月22日
不正防止計画推進会議決定

公立大学法人長野大学は、平成19年2月15日文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正)を踏まえ、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、以下のとおり公的研究費不正使用防止計画を策定し取り組みます。

1. 機関内の責任体系の明確化（ガイドライン第1節）

不正を発生させる要因	不正防止計画
機関として不正防止の取組がされず、研究者のモラルに任せられている。	機関内の責任体系を明確とするため、本学の体制図をホームページにて学内外に公表する。
また、責任体系が明確化されていない。	不正使用事案などの情報共有を推進する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備(ガイドライン第2節)

(1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

不正を発生させる要因	不正防止計画
研究者倫理意識や知識が低いことで、研究不正が発生する。	研究者倫理に関する意識の向上を推進する。 啓発活動(意識の向上と浸透)を継続的に実施(メールの送付等)する。

(2) ルールの明確化・統一化

不正を発生させる要因	不正防止計画
構成員に対し、ルールを分かりやすい形で周知されていない。	公的研究費取扱ハンドブックの内容を定期的に見直し、修正があった際は学内に周知する。また、当該ハンドブックは全ての構成員がいつでも閲覧できる環境に格納しいつでも確認できる体制とする。 新任教員については、特にルールの周知、理解を図る必要があるため、着任時に説明会を実施する。

(3) 職務権限の明確化

不正を発生させる要因	不正防止計画
決裁が形式的で責任の所在がなく実効性がない	研究費の事務処理にあたって、責任の所在を明確にするため、決裁者の人数を少人数に絞る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施(ガイドライン第3節)

不正を発生させる要因	不正防止計画
研究倫理教育が不定期に実施される、研究倫理教育の機会が提供されないことで、研究者倫理意識が醸成されない。	研究に関わる全ての教職員を対象に、研究倫理教育(コンプライアンス研修会)を10月から11月頃にかけて実施する。 また、学生に対しては、履修ガイダンス時などで研究倫理教育を実施するほか大学院生には「研究倫理eラーニング(大学院生用)」の受講を勧める。
不正発生要因に対し、それを防止するための計画が策定されていない。	不正を発生させる要因がどこにあるのか、本学の課題や状況を整理し、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定・実施する。

4. 研究費の適正な運営・管理(ガイドライン第4節)

不正を発生させる要因	不正防止計画
(予算執行の把握・検証) 予算執行が特定の時期に偏っている。(予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性がある)	研究者へ計画的な予算執行を定期的に呼びかける。
(不正取引の防止) 公的研究費の執行に関わる教職員と業者との不正取引を防止する対策が行われていない。	業者に対し一定の取引実績等(回数、金額等)を考慮したうえで、誓約書の提出を求める。
(発注・検収について) 適正な発注、検収業務についての理解が不足している。	高額物品や換金性の高い物品については、物品の所在が分かるよう物品番号を付して管理する。 また、事務局による抜き打ちの現物確認を行う。
(アルバイト等雇用管理について) 雇用管理を研究者任せになり対策を講じていない。	就業実態のない賃金支給(カラ雇用)を防ぐため、無作為抽出かつ不定期に従事実態の調査を行う。
(出張について) 研究者の出張計画の実施状況を事務局が把握できていない。	用務内容、訪問先、宿泊先等を記載および参加したことが確認できる資料を出張報告書(復命書)提出時に確認する。 宿泊した場合は領収書で、航空機を使用した場合は搭乗券の半券・領収書で確認する。

5. モニタリングの在り方(ガイドライン第6節)

不正を発生させる要因	不正防止計画
公的研究費を対象とした内部監査制度が整備されていない。	内部監査の質を一定に保つため、実施方法や手順について統一したマニュアルに従って実施する。

- ※ 不正防止計画については、地域連携・研究推進委員会において実施し、不正防止計画推進会議に実施報告を行う。
- ※ 不正防止計画推進会議は、実施報告を受け、不正防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。また、統括管理責任者(事務局長)は、実施報告により実施状況を確認し、最高管理責任者(学長)に報告する。